

茨城県死因究明等推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 死因究明等推進基本法（令和元年法第33号）第30条の規定に基づき、本県の状況に応じた死因究明等の推進を図るため、茨城県死因究明等推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 死因究明等の推進に向けた体制の強化等の施策に関する事項
- (2) その他死因究明等の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関・団体等に所属する委員をもって組織する。

- 2 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、協議会を統括する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。なお、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明させ、又は意見を述べさせることができる。

(会議の公開等)

第6条 会議及び会議に関する資料、議事録（以下「議事録等」という。）は、原則として公開する。ただし、会長又は委員の発議により出席委員の過半数で決議したときは、会議又は議事録等の全部又は一部を公開しないことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は茨城県保健医療部保健政策課に置く。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 5 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 30 日から施行する。

別 表（第 3 条関係）

構成団体・機関
茨城県警察本部
水戸地方検察庁
茨城海上保安部
茨城県医師会
茨城県歯科医師会
筑波大学医学医療系 診断病理学
筑波大学医学医療系 法医学
筑波剖検センター
茨城 Ai 研究会
茨城県保健医療部